令和５年度大分県放課後児童支援員認定資格研修開催要綱

１．研修の目的

　　「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成２６年厚生労働省令第６３号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童施設に従事する放課後児童支援員として、その業務を遂行する上で、必要となる最低限度の知識や技能を習得し、その知識や技能を実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的としています。

２．主催及び委託先

　　主　催：大分県

　　委託先：ライフデザインラボ株式会社

３．研修の受講対象者

　第１組・第２組　定員　各１００名

　基準第１０条第３項に定める次のいずれかに該当する方で、放課後児童支援員として放課後児童施設等に従事しようとする方を受講対象としています。

　①保育士の資格を有する方

②社会福祉士の資格を有する方

③学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方であって、二年以上児童福祉事業に従事した方

④教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する方

⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方

⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若し

　くは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得し

　たことにより、大学院への入学が認められた方

⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若

　しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方

⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方

⑨高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方であって、市町村長が適当と認めた方

⑩五年以上放課後児童健全育成事業に従事した方であって、市町村長が適当と認めた方

4．開催会場及び日程

　①第１組

　・開催日時

　　令和５年１１月　７日（火）９時３０分～１６時５０分【受付】９時００分～９時３０分

　　令和５年１１月　８日（水）　同上

　　令和５年１１月２８日（火）　同上

　　令和５年１１月２９日（水）　同上

　　※感染症拡散防止対策のため、受講生は、受付や休憩時間は、密にならぬようご協力の程よ

ろしくお願いいたします。

　・会場

　　アイネス（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）　大会議室

　　〒870-0037 大分県大分市東春日町１－１

　　※受講者の駐車場は、用意しておりませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

②第２組

　・開催日時

　　令和６年２月　６日（火）９時３０分～１６時５０分【受付】９時００分～９時３０分

　　令和６年２月　７日（水）　同上

　　令和６年２月１３日（火）　同上

　　令和６年２月１４日（水）　同上

　・会場

　　アイネス（大分県消費生活・男女共同参画プラザ）　大会議室

　　〒870-0037 大分県大分市東春日町１－１

　　※受講者の駐車場は、用意しておりませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

5．プログラム及び担当講師（予定）

　　別紙

6．感染症拡散防止対策の概要

　①会場の入退室時は、手指消毒を徹底してください。

　②マスク着用は、ご自身でご判断ください。

　③体調がすぐれない方は、受講をお控えください。

７．テキスト代　１,６５０円（実費）

　　講義の際に、テキスト『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材～認定資格研修のポイ

　ントと講義概要（１，２１０円）』（中央法規出版株式会社）と『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書（４４０円）』（厚生労働省）が必要となりますので、**必ず購入ください**。

**※会場では、販売しておりませんのでご留意ください。**

『放課後児童支援員都道府県認定資格教材』については、別紙テキスト購入案内もしくは、書店

等でお買い求めください。

『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』については、書店等でお買い求めください。

８．受講申し込み

　別紙第１号様式(受講申込書)に必要事項を記載の上、各市町村の窓口もしくは、運営事務局にお申込みください。

1. 申込締切日

【各市町村窓口】令和５年９月２２日（金）１７時００分まで

　【運営事務局】令和５年９月２９日（金）１７時００分まで

②年度、組をまたいでの受講は原則できません。

　③以下の表のとおり、保持する資格による科目の受講免除を行いますが、放課後児童クラブ関

　　連で講義を行いますので、免除対象者も可能な限り全ての科目を受講してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 免除対象資格 |
| ④子どもの発達理解 | 保育士・教諭 |
| ⑤児童期(6歳～12歳)の生活と発達 |
| ⑥障がいのある子どもの理解 | 保育士・社会福祉士 |
| ⑦特に配慮を必要とする子どもの理解 |
| ①～⑯のうち既修了科目 | 一部科目修了者 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※いずれも基準第10条第3項に規定する資格

　④該当科目の免除を希望する方は、**申込み時点での申請が必要**です。受講決定後及び受講中の

　　申し出は受付できません。なお、該当科目の免除を申請した方が、免除科目の受講を希望す

　　る場合は、受講することができます。

⑤補講は行いません。

⑥研修申込書等に記載された情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用す

　るほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用、情報提供のため

　に使用します。

１０．受講者の決定及び通知について

　　　受講決定された方には、研修の事前に市町村経由で「参加証（受講決定通知）」を送りますので、当日ご持参ください。なお、受講に際し、受講者本人であることの確認を行いますので、運転免許証か健康保険証などのお名前と生年月日がわかるものをあらかじめご用意ください。

１１．研修の修了及び修了証について

　①全ての研修科目（ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目）を履

　　修し、振り返りシートによる履修状況の評価を行った上で「放課後児童支援員認定資格研

　　修修了証」を交付します。

　②一部の研修科目を履修した方に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認

　　定資格研修一部科目修了証」を交付します。この一部科目修了証の有効期限は交付の日か

　　ら「概ね一年以内」とされています。なお、「一部の研修科目を履修した者」とは、病気

　　等社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由で一部の研修科目しか履修

　　できなかった方とします。

１２．問い合わせ先（運営事務局）

　ライフデザインラボ株式会社　担当：代表取締役　太田　直希

　大分市大手町三丁目２番１号　アネックス大手町１０１号

　ＴＥＬ　０９７－５７８－７６１２（さくらいろ保育園内）

　Ｍａｉｌ　kodomonoakaruimirai02@gmail.com